

地方税共同機構 第11回代表者会議 会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 日時

令和3年3月11日（木）14時00分～14時40分

(2) 場所

WEB開催

2 出席委員の氏名

議長	河野	俊嗣
議長代理	高橋	正樹
〃	永原	譲二
委員	大谷	和子
〃	佐藤	英明
〃	辻	琢也

3 議事の概要

別紙のとおり

4 議決した事項及び賛否の数

(1) 令和3年度事業計画（案）

賛否の数：全員賛成

(2) 令和3年度予算（案）

賛否の数：全員賛成

以上

地方税共同機構

代表者会議議長 河野 俊嗣

(別紙) 議事の概要

1 開会

理事長 今年度5回目の代表者会議である。昨年6月の元年度決算及び事業報告の審議を含め、全て書面表決としたが、今回はWEB会議形式とする。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、各種会議、研修会等が中止又は延期となった。地方団体が参加する会議についても、書面開催、WEB開催などを活用し、業務運営や団体との連絡及び調整に支障のないよう努めたところである。

昨年のコロナ特例法に基づく、猶予申請等については、令和3年2月1日で一定の対応を終えたところであるが、総務省からも当分の間、猶予の取扱いについては柔軟な対応をすることとされているため、機構においても申請のためのホームページを当面の間、維持することとしている。

また、本来であれば3月15日が所得税等の確定申告の期限であったが、4月15日まで延長することとされている。

地方税についても、国税に合わせて、個人住民税の申告期限等が4月15日まで延長することとされ、総務省からの通知等に基づき、各地方団体が対応している。

さて、本日は、令和3年度の事業計画案及び予算案をご審議いただく。また、報告事項が3件ある。

本日の代表者会議に先立ち、本日お諮りする案件について、2月19日に地方団体の代表者で構成する実務者会議、2月24日には機構の運営審議会を、いずれもWEBにより開催した。

昨今の行政手続の電子化、基幹税務システムの標準化などについて、いくつかご意見等をいただいたので後ほど報告する。

特に実務者会議においては、令和3年度事業計画案に新たに盛り込むこととした「地方税の電子化の取組」について、詳細に背景や今後の進め方の説明を行った。また、この発言骨子については、全ての地方団体に周知するため、機構の団体向けホームページに別途掲載している。

地方団体も、今後の政府の動き、電子化や標準化への取組みの方向、進め方等に対して、関心が高いと感じている。

機構としても、地方税手続の電子化を実現する共同システムの管理運営等を担当していることから、地方団体への早期の情報提供、可能な限りの調整に努力していく。

本日は審議をよろしく願います。

委員 (新任委員 自己紹介)

2 議事

議 長 議案第1号「令和3年事業計画（案）」及び議案第2号「令和3年度予算（案）」について、関連した内容となるため、あわせて事務局から説明をいただきたい。

なお、運営審議会における意見についても、あわせてご報告願いたい。

事務局 （議案第1号及び議案第2号の内容説明及び運営審議会の意見報告）

議 長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

（意見及び質問なし）

議 長 議案第1号及び議案第2号については、原案のとおりでよろしいか。

（異議なし）

議 長 議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり決定する。

2 報告

議 長 報告第1号「検討課題に係る取組状況」、報告第2号「予算の執行に関する報告」及び報告第3号「税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置」について、事務局から説明をいただきたい。

事務局 （報告第1号、報告第2号及び報告第3号の内容説明）

議 長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委 員 報告第3号「税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置」について、取扱いの方針や必要性については理解している。参考として添付されている「税制改正・電子化推進対応資金（仮称）積立金取扱規程（案）」は、報告であることから、この会議で決定するものではないと考えるが、機構のルールとしてどのように定められるものなのか。

事務局 取扱規程のような事務の取扱いを定めるものについては、機構の内部の経路として理事長が決定するものとなるが、決定前に運営審議会や代表者会議において報告するものとしている。

委 員 予算の執行に付随するような取扱いの規程については、機構のルールに沿って取り決められていることについて承知した。

積立金の規模もそれなりなものとなるため、その用途など、予算へ組み込みを行う中で、今後とも報告していただきたい。

議 長 その他に質問等はないようなので、本件は報告として承ることとする。

4 閉会

議 長 以上で、第11回代表者会議を閉会する。